

消費生活

No.112
平成27年3月31日

編集発行 成田市消費生活センター ☎23-1161 成田市花崎町760 市役所2階

特集

●若者に多い消費者トラブル お知らせ PSマーク制度をご存知ですか?

第42回消費生活展を開催しました!



うなりくんが遊びにきました!



クイズに挑戦!



2月21日(土)・22日(日)の2日間、ユアエルム成田店1階センタープラザにて、「第42回成田市消費生活展」を開催しました。

今回は「広げよう 消費者の輪 ~安全で安心なくらしのために~」をテーマに、来場された方々へ、消費者トラブル、環境、ガス、電気といった暮らしに役立つ情報を紹介しました。また、クイズに答えてスタンプを集めるスタンプラリーを行い、多くの方に参加していただきました。



スタンプラリー参加者へ
花苗のプレゼント



若者に多い消費者トラブル

4月は新しいスタートと出会いの季節です。新生活にともなって10代～20代の経験の浅い若者を狙う悪質商法が待ち構えています。特に最近多い被害について紹介します。



大学生がターゲット! 借金をさせて高額な投資用DVDを購入させる

いわゆる「マルチ商法」。友達などに、「必ず儲かる」などと誘われて販売組織に入会した人が、さらに別の人を加入させると利益が得られるという商法です。入会時の説明と違い、実際はなかなか新規加入の契約が取れず、商品を購入するためのローンが残ったり、勧誘行為によって人間関係を壊す場合もあります。



事例

高校の先輩から「儲かる投資システムがある」と言われ、喫茶店で投資システム会社の人も合流して、稼いでいる話を聞かされた。「投資をするにはDVDソフトの購入が必要。」と勧誘され、お金がないと断ったが、「ソフトを使えばすぐ元が取れる」と言われ、結局先輩に言われた通り指定された学生ローン複数社から「車を買う」という名目で合計60万円を借りてソフトを購入した。しかし、ソフトはよくわからないし投資をしても全く儲からず、ローンの返済が大変なのでシステム会社の人に文句を言ったところ、「新たに人を紹介すると10万円もらえるから、紹介すれば問題ない」と説明があった。しかし、自分は投資に興味があつただけで、人を紹介して紹介料を得ようとは思わない。解約・返金してほしい。

アドバイス ◆友人や先輩など親しい人から「儲かる投資話がある」と勧誘されても、安易に契約するのはやめましょう。クーリング・オフ期間内であれば、無条件で解約することができます。

- ◆決して無理な借金をしてはいけません。
- ◆紹介料を得るために、無理に友人を勧誘すると、その人との関係を壊したり、金銭トラブルになる恐れもあります。
- ◆困った時、心配な時はなるべく早く消費生活センターに相談しましょう。



無登録業者との契約は行わないで! 海外業者とのバイナリーオプション取引

投資関係のブログで「儲かる」という書き込みを見て、海外業者とバイナリーオプションの取引を開始したが、出金を求めて応じてもらえない、という相談が多くなっています。

バイナリーオプション取引は、為替相場等が上がるか下がるかを予想し、当たれば一定額を受け取り、外れれば投資したオプション料の全額を失うというリスクが高い取引です。短期間に繰り返し取引することができるため、気付かないうちに損失が大きくなることもあります。

日本の顧客との間で金融商品の取引を行う業者は、海外業者も含め、金融庁に登録する必要があります。登録を受けずに金融商品取引業を行うことは禁止されています。



事例

- ①簡単に儲かると言われたが、全く儲からない。
- ②途中でやめようと思い連絡したが、解約には免許証、クレジットカードの両面の写真が必要と言われた。言われるままに送ったが連絡が取れなくなり、お金も戻ってこない。
- ③利益が出て儲かっているが、業者に取引口座からの出金を求めて応じてもらえない。



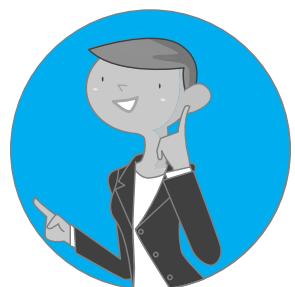
アドバイス

- ◆無登録業者の場合、儲かっても儲からなくてもお金を払うばかりで損をするようになっています。利益が出ても様々な条件を付け、最後は連絡がつかなくなるため、儲けを手にすることができるばかりか、元手の回収もできません。
- ◆バイナリーオプション取引は、為替相場が上がるか下がるかを予想する簡単な取引に見えますが、登録された業者との取引であってもリスクが高く、短期間に繰り返し取引した場合、損失額が大きくなる恐れがあることを理解した上で、余裕のある資金で行いましょう。

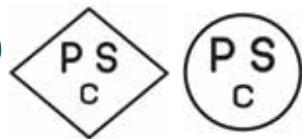
これだけは 覚えておいて!

- ① 安易に信用しない。
- ② その場で契約しない。
- ③ 困ったときにはすぐ相談する。

「うまい話には裏がある」、世の中そんなにうまい話はありません。



PSマーク制度をご存知ですか?



私たちの身の回りの製品についているPSマークをご存知ですか? PSマークがついた製品は、消費者が安全に使用できるよう、国が定めた一定の技術基準を満たしていることを意味しています。PSマークの表示が必要な製品やその概要について紹介します。

消費生活用製品

市場で一般消費者に販売されている製品のうち、消費者の生命・身体に対して特に危害を及ぼすおそれがある特定の製品については、「PSCマーク」がないと販売できません。

都市ガス用器具

都市ガス用の器具のうち特定の製品は、「PSTGマーク」がないと販売できません。

電気用品

一般家庭、商店、事務所等で使用される電気用品であって、政令で定められている製品は、「PSEマーク」、事業者名、定格電圧、定格消費電力等の表示がないと販売できません。

液化石油ガス(LPガス)用器具

液化石油ガス(LPガス)用の器具等のうち特定の製品は、「PSLPGマーク」がないと販売できません。

なお、PSマークは、**登録検査機関による認証が必要なひし形のものと、自社で基準に適合しているか確認する必要がある丸形のもの**があります。対象となる具体的な製品は下表の通りです。

	対象製品(規制法律)	登録検査機関による 第三者認証が必要	自己適合確認で対応
製品安全4法	消費生活用製品 (消費生活用製品安全法)	特別特定製品 【4品目】 乳幼児用ベッド、レザーポインター、浴槽用温水循環器、ライター	特別特定製品以外の特定製品 【6品目】 乗車用ヘルメット、家庭用圧力鍋及び圧力がま、登山用ロープ、石油ストーブ、石油給湯器、石油ふろがま
	電気用品 (電気用品安全法)	特定電気用品 【116品目】 電気温水器、温度ヒューズ、差込みプラグ、コンセント、携帯用発電機、電動式おもちゃ 等	特定電気用品以外の電気用品 【341品目】 電気ストーブ、電気冷蔵庫、電機洗濯機、扇風機、LEDランプ 等
	都市ガス用器具 (ガス事業法)	特定ガス用品 【4品目】 ガス瞬間湯沸器 ^(※) 、ガスストーブ ^(※) 、ガスバーナー付ふろがま ^(※) 、ガスふろバーナー ^(※) <small>(※):半密閉燃焼式</small>	特定ガス用品以外のガス用品 【4品目】 ガスこんろ、ガス瞬間湯沸器 ^(※) 、ガスストーブ ^(※) 、ガスバーナー付ふろがま(密閉燃焼式、屋外式) <small>(※):開放燃焼式、密閉燃焼式、屋外式</small>
	液化石油ガス (LPガス)用器具 (液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律)	特定液化石油ガス器具等 【7品目】 半密閉燃焼式液化石油ガス用瞬間湯沸器 ^(※) 、カートリッジガスこんろ、ふろがま、液化石油ガス用ガス栓 等	特定液化石油ガス器具等以外の 液化石油ガス器具等 【9品目】 一般ガスこんろ、調整器、液化石油ガス用瞬間湯沸器 ^(※) 、液化石油ガス用ストーブ ^(※) 、液化石油ガス用ガス漏れ警報器 等 <small>(※):開放燃焼式、密閉燃焼式、屋外式</small>

PSマークのない旧型製品等で製品事故が起きています。
ご自宅のこれらの製品にPSマークがついているか確認しましょう。

消費生活に関するトラブルでお悩みの方、お気軽にご相談ください。

相談日時／月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)午前9時30分～午後4時30分

● 成田市消費生活センター(市役所2階) 23-1161 ●